

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### 【基本的な考え方】

当社は、豊かな生活空間づくりのお手伝いを通して、未来をひらく総合設備産業として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社を取り巻く法令・倫理の遵守を徹底することはもとより、お客さまをはじめ、株主や取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーと適切に協働する仕組みとして、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

#### 【基本方針】

- (1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2)お客さま・取引先・地域社会・従業員等のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会の受託者責任・説明責任を踏まえた責務の遂行に努めます。
- (5)株主との建設的な対話に努めます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

##### 【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、機関投資家からの要望がないことや当社株主の海外投資家の比率が相対的に低いことから、当面、実施しません。ただし、環境整備のニーズが高まれば、実施に向けて検討します。

##### 【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討します。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

##### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

###### (1)政策保有に関する方針

純投資目的以外の目的で保有する上場株式については、投資先企業との取引関係の維持・強化等を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するかどうかからその保有の是非を判断し、保有継続の合理性について、定期的に取締役会等で検証しています。

###### (2)政策保有株式に係る議決権行使基準

議決権行使にあたっては、投資先企業の持続的な成長と企業価値の向上に繋がるか、株主価値の向上に寄与するか、株主として不利益を被る可能性はないかなどの観点から判断しています。

##### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の利益相反取引および競業取引については、取締役会への付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による承認・報告を実施しています。また、主要株主との取引にかかる取引条件および取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書で開示しています。

##### 【原則3-1 情報開示の充実】

法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行っています。

###### (1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「経営理念」として、次の4項目を掲げています。(ホームページ参照)

1. 未来をひらく総合設備産業をめざします
2. 豊かな生活空間づくりに貢献します。
3. お客さま第一でベストをつくします。
4. あらゆる可能性にチャレンジします。

また、経営戦略については、現状認識を踏まえつつ、対処すべき課題とその方策について、毎年、株主総会招集通知や有価証券報告書などに開示しています。

###### (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書のIの1、基本的な考え方をご参照ください。

###### (3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書のIIの1、機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】をご参照ください。

###### (4)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名にあたっては、取締役会全体の知識・経験・能力のバランスをとりながら、重要な業務執行の意思決定および業務執行の監督という取締役の職務と責任を全うできる適任者を候補者として指名し、株主総会に提案しています。

監査役候補の指名にあたっては、取締役の職務の執行を監査するため、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識または企業経営に関する多様な視点を有するとともに、公正な立場で意見・助言できる適任者を候補者として指名し、株主総会に提案しています。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役および社外監査役の各候補者の選任・指名については、株主総会招集通知に個々の選任理由を記載しています。また、取締役および監査役候補者個人別の経歴を株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しています。

#### 【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

取締役会に付議する事項は、取締役会規程において、(1)株主総会に関する事項 (2)取締役に係る事項 (3)事業運営に関する重要事項 (4)株式に関する事項 (5)会社の計算に関する事項 (6)その他、法令または定款に定める事項および重要な業務執行事項と定め、重要性の度合いに応じて具体的な付議・報告基準を定めて運用しています。取締役は、社内の決裁権限に基づき業務にあたるとともに、業務執行状況を定期的に取締役会に報告しています。

取締役会に付議すべき事項以外の事項における意思決定およびその執行については、職務権限、職務分掌等を明確化した「組織規程」に基づき、社長ほか業務執行責任者、部門長に委任しています。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役については、当社の事業内容を理解した上で、独立した立場で業務執行者を適切に監督する責務を果たすという観点から大変重要であると認識しており、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす2名の独立社外取締役を選任しています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

金融商品取引所が定める独立性基準に従って、独立社外取締役を選任しています。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、現在11名の取締役からなり、そのうち3名が社外取締役です。

取締役の選任にあたっては、業務の健全かつ適正な運営を確保するとともに企業価値を維持増大させるため、社内外を問わず、当社の経営全般に関わる広範な知識・見識と経験・実績を有する方をバランスよく選任しています。

#### 【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

個々の上場会社の役員兼務状況については、毎年、株主総会招集通知および有価証券報告書に開示しています。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニング】

取締役・監査役に対して、その役割・責務を果たすために必要な研修および情報提供を適宜実施しています。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

##### (1)基本的な考え方

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主・投資家の方々のご理解とご支援が不可欠であるとの認識のもと、株主・投資家の方々に正確な情報を公平にご提供し、長期的な信頼関係を構築しています。

##### (2)IR体制

株主・投資家の皆様との対話につきましては、企画広報担当役員が統括し、企画広報部を事務局に、関係各々が連携してご説明しています。

##### (3)対話の方法

報道機関に対して、四半期毎に決算説明を実施しています。また、株主の皆様のご要望に応じて適宜個別面談などを実施しています。

##### (4)社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じて、取締役にフィードバックしています。

##### (5)対話に際してのインサイダー情報の取り扱い

会社情報については、適時開示に関する規程に則って適正に管理しています。なお、株主・投資家の皆様との対話において、投資判断に影響を及ぼす恐れのあるインサイダー情報については、慎重に取り扱っています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
四国電力株式会社	12,498,862	30.76
四電工従業員持株会	2,483,928	6.11
株式会社中国銀行	1,173,390	2.89
株式会社伊予銀行	1,113,125	2.74
株式会社百十四銀行	1,093,798	2.69
株式会社愛媛銀行	955,560	2.35
日本生命保険相互会社	440,088	1.08
宮地電機株式会社	440,000	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	404,000	0.99
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	403,250	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横井 郁夫	他の会社の出身者													
森系 繁樹	他の会社の出身者								△					
真鍋 洋子	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横井 郁夫		—	電力業界における豊富な経験と幅広い知識を当社経営に活かし、取締役会の一層の活性化を図るためであります。
森系 繁樹	○	森系繁樹氏は、株式会社百十四銀行の出身であり、平成23年3月まで代表取締役専務執行役員、平成23年6月まで取締役を務めておりました。当社は同社と一般設備工事の請負等の取引実績があるものの、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	金融機関等における企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、取締役会の一層の活性化を図るため、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
			長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことによ

真鍋 洋子	○	—	り、取締役会の一層の活性化を図るため、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。 更に、女性の視点から、有益なご意見をいただけるものと期待しております。
-------	---	---	----------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しており、内部監査を担当する部署として、社長直属の「考査室」を設置しています。

監査役と会計監査人との関係状況は以下のとおりです。

- ・会計監査人の監査計画および監査結果に関する報告会の実施…年5回
  - ・会計監査人の棚卸立会、事業所訪問など会計監査人の業務の適正性の確保体制を確認…年3回
- また、監査役と考査室との関係状況は以下のとおりとなります。
- ・内部監査に関する計画と実施結果報告に関する会合の開催…年7回

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 真治	他の会社の出身者													
鍋嶋 明人	公認会計士													
大藪 修二	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 真治		—	電力業界における豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の監査体制の一層の充実を図るためであります。

鍋嶋 明人	○	——	長年にわたる公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の取締役の業務執行等の適法性について独立した立場から客観的・中立的な監査をしていただき、当社の監査体制の一層の充実を図るため、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
大藪 修二	○	大藪修二氏は、株式会社タダノの出身であり、平成24年6月まで取締役執行役員常務、平成28年3月まで顧問を務めておりました。当社は同社と一般設備工事の請負等の取引実績があるものの、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の取締役の業務執行等の適法性について独立した立場から客観的・中立的な監査をしていただき、当社の監査体制の一層の充実を図るため、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。

### 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名
-----------------------------------------------------------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明
--------------

取締役のインセンティブとしては、役員持株会にて、月額報酬の一定額以上を拠出して自社株式を購入し、購入した株式は在任期間中保有することとしています。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>
-----------------------------------------------------------------

平成27年度の支払実績は以下のとおりです。  
 取締役を支払った報酬等：195百万円[支給人数17名](うち社外取締役2名1百万円)  
 監査役を支払った報酬等：41百万円[支給人数5名](うち社外監査役3名4百万円)  
 (注)上記支給人数及び報酬等の総額には、平成27年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役を含みます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

取締役の報酬は、定期同額給与です。株主総会で決議された総枠の中で、取締役会から授権を受けた代表取締役が、各人の役員・職務責任等を踏まえ決定しています。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に関しては、取締役会における充実した議論に資するため、開催前に総務部スタッフより資料の事前配付を実施しております。また、社外監査役に対しては、総務部のスタッフが、取締役会資料の事前配付を実施しております。監査役を補佐する専任組織として「監査役室」を設置し、社外監査役に対しては、監査役室スタッフが情報関係を緊密にするなど、適宜、サポートを行っております。

社外監査役から求められた場合、関連部署が適切に情報の連係・報告を実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役(監査役会)設置会社であり、取締役会と監査役(監査役会)を十分に機能させて、効率的な事業運営を行っております。

「取締役会」は、取締役11名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として月1回開催し、法令、定款に定める事項その他経営の重要事項に関する意思決定を行っております。

役付取締役をメンバーとする「常務会」を、原則として月2回、常任監査役が出席のうえ開催し、取締役会に付議される事項の審議を行うほか、業務運営方針等について審議・決定を行っております。

なお、当社は、定款に、取締役は19名以内とする旨、並びに、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は累積投票によらない旨を定めております。さらに、取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆さまからの信任の機会を増やすため、取締役の任期を「選任後1年以内」とすることを定款に定めております。

また、経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開するとともに、経営管理に関する諸規程を整備し、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にして、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務運営をはかっています。こうした経営管理システムが適正かつ有効に機能しているかどうか確認するため、専任スタッフ4名からなる社長直属の「考査室」を設置し、内部監査を実施しています。

「監査役」は、5名(うち社外監査役3名)で構成しており、法令及び監査計画に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、主要な事業所及び子会社の実地調査等の業務監査、決算及び財務報告に係る会計監査等により、取締役の職務の執行を監査しております。また、内部監査部門(考査室)や子会社監査役及び会計監査人と密接に係ることも、取締役等とも積極的に意見交換を行い、実効性のある監査に努めております。また、監査役業務の一層の充実並びに実効性の向上を図るため監査役室を設置し、2名の専任スタッフを配置しております。

「会計監査」につきましては、有限責任監査法人トーマツと、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を結んでおります。前期に当社の監査業務を執行した公認会計士は、中田明氏及び久保菅一氏であり、いずれも継続監査年数は7年を超えておりません。補助者は公認会計士7名、その他5名であります。なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する観点から、社外取締役3名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役は、豊富な経験と幅広い知識を当社経営に活かし、取締役会の一層の活性化を図るとともに、客観的な立場から当社の経営及び事業活動に対し積極的な提言・助言を行っており、取締役会において中立性の高いものとなっております。

また、社外監査役を含む監査役は、取締役会等の重要会議への出席や代表取締役との定期的な意見交換等を通じて、独立・中立の立場で幅広い視野から積極的に経営に関する意見表明・助言等を行うとともに、経営の適法性に主眼を置いた監査を実施しており、現状の体制において、経営監視機能の客観性及び中立性を十分に確保したガバナンス体制を整えていると判断いたしております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年3月期の定時株主総会招集通知は、法定期限である2週間前よりも6日早い6月8日に発送しました。
その他	招集通知発送日の前日に、東京証券取引所及び当社ホームページに招集通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、経営理念、決算資料、株主総会資料などを掲載して、積極的な情報提供に努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員：常務取締役(企画広報部担当) IR担当部署名：企画広報部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「四電エグループ行動規範」及び「四電エグループ行動規範ガイドライン」において、お客さま、株主・投資家、取引先、従業員等、当社の様々なステークホルダーの立場を尊重し、適切に対応していく旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境方針」のもと、環境に優しい設備・サービスを提供するとともに、自らもエネルギー・資源の効率的な使用など、環境に優しい事業を推進しております。また、社会貢献として、地域とのふれあい活動も展開しております。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、未来をひらく総合設備企業として、ゆとりとうるおいのある生活空間づくりを通じて、社会・経済・文化の発展に貢献していく上で、適法・適正かつ効率的な事業活動を行い、社会からの信頼を得ることが重要であることから、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保する体制」について、以下の通り、とりまとめております。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の報告を受け、これを監督する。また、各取締役が自らの権限内で行う職務執行のうち重要なものについては、情報共有することにより、相互に監督する。
- (2) グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、コンプライアンスに関する委員会を運営し、取締役自らが法令・企業倫理の遵守を積極的に推進する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、保存期間等の管理方法を定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
- (2) 経営に影響を及ぼすおそれのある突発的な危機については、危機管理に関する社内規程に基づき、迅速かつ的確に対応する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
- (2) 経営管理に関する社内規程において、各職位の責任・権限や業務の基本的な枠組みを明確にするとともに、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。
- (3) 経営管理システムが有効かつ円滑に機能していることを確認するため、内部監査部門による監査を実施する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- (2) 適法・適正な業務執行を確認する観点から、内部監査部門による監査を実施する。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理に関する規程に基づいて、計画及び業績に関する定期的な意見交換や経営上重要な事項が発生した場合の報告などにより、グループ内の緊密な情報連係を実施する。
- (2) グループ各社の事業運営に関するリスクについては、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う。
- (3) グループ経営方針に基づき、グループ各社は、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
- (4) グループ行動規範及びガイドライン等のコンプライアンスに関する方針のもと、グループ各社の取締役及び従業員は、法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- (5) グループ各社の業務の適正な遂行を確認するため、適宜、当社の内部監査部門による監査を実施する。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する専任組織として、監査役に直属する監査役室を置き、監査役の求めに応じて必要なスタッフを配置する。

#### 8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役からの指示の実効性に関する事項

- (1) 監査役室のスタッフの職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。
- (2) 監査役室のスタッフの人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。

#### 9. 監査役への報告に関する体制

- (1) 法令の定めによるもののほか、重要会議への監査役の出席や社内報告制度により、グループ会社を含む重要な業務執行に関する事項について、監査役に報告する。また、監査役から求められた場合、適切に報告する。
- (2) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、不利益な取扱いを行わない。

#### 10. 監査の職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実施のために必要な費用については、当社が負担する。

#### 11. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役と監査役との定期的な意見交換の実施や内部監査部門と監査役の緊密な連係などにより、監査役による監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

#### 12. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、グループ全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは断固として対決し、安易な妥協はしないことを経営方針の一つとしており、この旨をグループ行動規範およびグループ行動規範ガイドライン、また、業務の適正を確保する体制に明記しております。また、上記行動規範およびガイドラインを従業員に対し、社内研修等において継続して周知しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

---

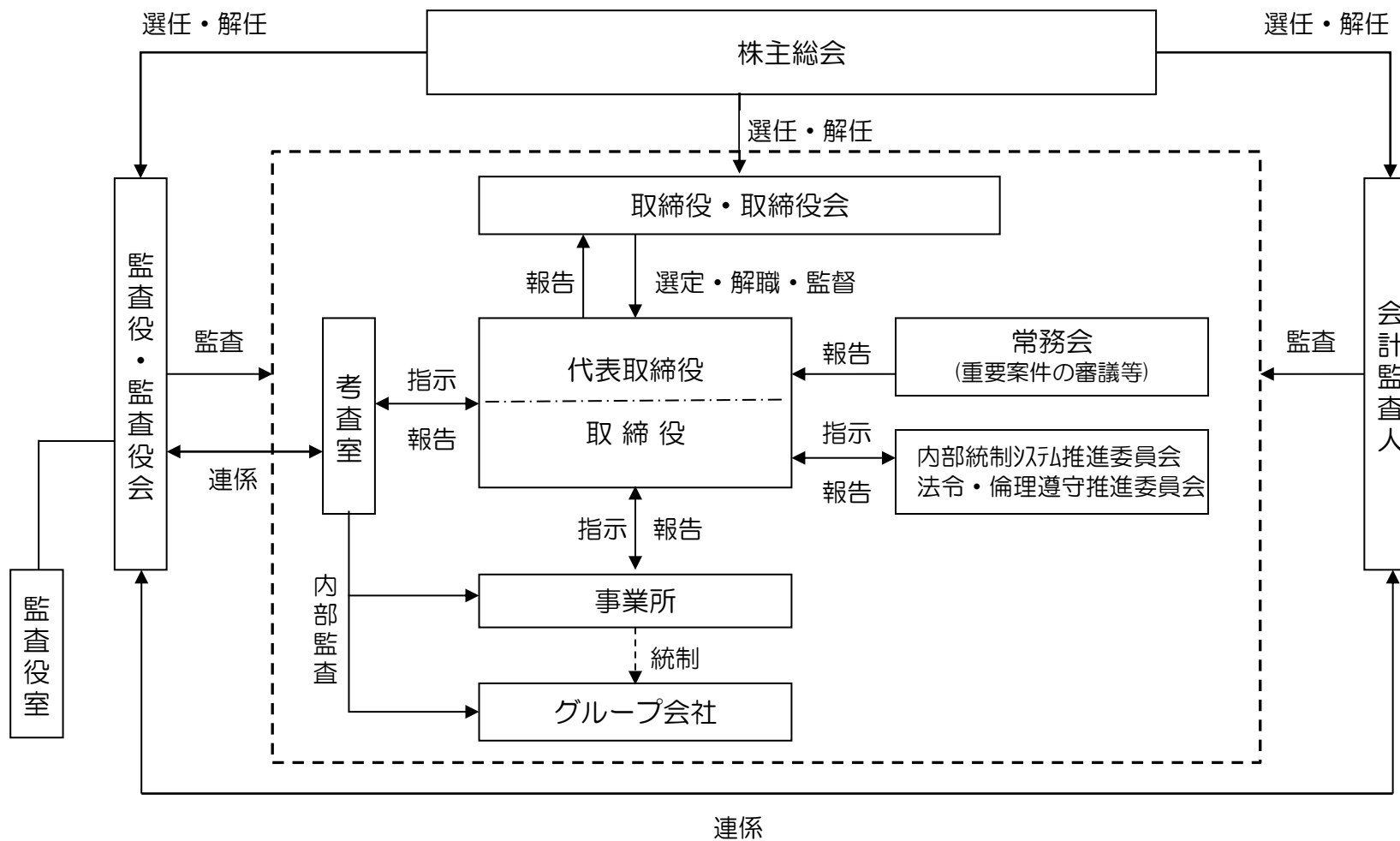
該当項目に関する補足説明

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

